

苦 情 申 立 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

契約管財局長等名 様

1 苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇—〇—〇
商号又は名称 〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇
建設業許可番号 〇〇許可〇〇第〇〇〇〇〇〇号
電話番号 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇
本市承認番号 〇〇〇〇〇〇
本市承認種目(ランク) 〇〇 ()

2 苦情申立ての対象となる工事名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

教示（再苦情申立てについて）

この回答書による説明に不服がある方は、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで（以下「休日」という。）を含まない）。以内に、再苦情申立書（別紙様式）により、再苦情申立てを行うことができます（再苦情申立書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなします）。

再苦情の申立てがあった場合は、大阪市入札等監視委員会に審議を依頼し、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に大阪市入札等監視委員会から審議結果の報告が出されます。この審議結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立者に対し、書面により回答します。申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは大阪市入札等監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い契約管財局長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにします。

また、回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立者に対して回答を行った書面を閲覧による方法等により、回答を行った日の属する年度とその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下します。

なお、再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではありません。

【再苦情申立書提出期間】

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までの休日を除く毎日午前〇時から午後〇時まで

【再苦情申立書提出場所】

〒〇〇〇-〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇〇〇 〇-〇-〇

大阪市〇〇局〇〇課

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

再 苦 情 申 立 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

契約管財局長等名 様

1 再苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇—〇—〇

商号又は名称 〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇〇〇〇

建設業許可番号 〇〇許可〇〇第〇〇〇〇〇〇号

電話番号 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

本市承認番号 〇〇〇〇〇〇

本市承認種目(ランク) 〇〇 ()

2 再苦情申立ての対象となる工事名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

